

令和7年度 第1回
後志圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会

◆日 時：令和7年(2025年)7月28日(月) 14:30～

◆場 所：後志合同庁舎1階 保健所会議室

次 第

ShiriBeshi

1 開 会

2 北海道障がい者条例について

(1) 令和6年度 北海道障がい者条例に関する施策の推進状況について

(2) 令和7年度 北海道障がい者条例の取組方針(案)について

3 令和6年度後志圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会事業報告について

4 手話言語条例等について

5 後志圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会令和7年度事業計画について

6 その他

7 閉 会



手話マーク



筆談マーク

令和7年度(2025年度)第1回後志圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会
出席者名簿

地域づくり推進員	所属等
杉山 成	小樽商科大学 特別修学支援室 教授

(順不同)

地域づくり委員	所属等
山野 未来	後志ろうあ協会 会長
黒木 満寿美	倶知安厚生病院 精神保健福祉士
市毛 智子	蓮花法律事務所 弁護士
大洞 篤志	後志知的障がい者福祉協会 会長
駒田 拓朗	京極町社会福祉協議会 事務局長
古西 恵子	チャレンジド西後志親の会 会長
深澤 華代	ニセコ町役場保健福祉課 福祉係長

事務局	所属等
橋本 正一	地域づくりコーディネーター (社会福祉法人後志報恩会障がい者相談支援センターにき)
加納 太晃	地域づくりコーディネーター (社会福祉法人後志報恩会小樽地域障がい者相談支援センターさぽーとひろば)
坂本 聖一	北海道後志総合振興局保健環境部社会福祉課 課長
其谷 朝子	北海道後志総合振興局保健環境部社会福祉課 地域福祉係長
佐藤 香織	北海道後志総合振興局保健環境部社会福祉課 主任
豊吉 佑実	北海道後志総合振興局保健環境部社会福祉課 主事
工藤 蓮	北海道後志総合振興局保健環境部社会福祉課 主事

令和6年度

北海道障がい者条例に関する
施策の推進状況

北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課

北海道障がい者条例による取組の概要

I 障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部

(1) 推進本部会議の開催

知事を本部長とし、総合的かつ計画的な障がい者施策の推進を図るための協議を行う。

(2) 調査部会の開催

地域の課題等について学識経験者からなる調査部会で、審議し解決を図る。

III 「北海道障がい者条例」の主な施策（3つの柱）

1 権利擁護の推進

- (1) 虐待や差別等の解消
- (2) 障がいや障がい者に対する道民理解の促進

2 障がい者が暮らしやすい地域づくり

- (1) 地域づくり委員会の協議
- (2) 地域支援体制づくりの推進

3 障がい者の就労支援

- (1) 障がい者条例に基づく就労支援推進計画の推進
- (2) 企業等と連携した就労支援の取組の推進
- (3) 障害者就労施設等への官公需の発注促進
- (4) 障がい者条例に基づく指定法人制度の推進
- (5) 障害者就労施設等の製品の販路拡大

II 条例の広報

(1) 条例の理念や施策内容について広く道民に周知

北海道障がい者条例に基づく令和6年度の主な取組

I 障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部

項目	主な取組内容
(1) 推進本部会議の開催	<p>知事を本部長とする推進本部会議を開催し、施策の推進状況及び今後の取組方針等について協議。</p> <p>○ 開催月日 令和6年6月</p> <p>主な議題</p> <ul style="list-style-type: none">・ 令和5年度北海道障がい者条例に関する施策の推進状況について・ 令和6年度北海道障がい者条例の取組方針について・ 意見交換 「地域における障がいのある方の結婚・出産・子育ての支援について」

II 条例の広報

項目	主な取組内容
(1) 条例の理念や施策内容について、広く道民に周知	<p>① 相談支援に関する研修会などにおいて、道職員が条例の説明を行う出前講座等を実施。（令和6年度 出前講座6回実施）</p> <p>② 本庁及び振興局のほか、市町村等において、条例や障害者差別解消法、発達障がいについて、わかりやすく紹介したパネル展を開催。</p> <p>③ 障がいのある方の権利擁護の推進のため、条例及び障害者差別解消法に関するフォーラムを開催。</p> <p>○ 道民フォーラム 2回 ※ 札幌、北見の2会場において実施</p>

Ⅲ 「北海道障がい者条例」の主な施策

1 権利擁護の推進

項目	主な取組内容																			
(1) 虐待や差別等の解消	<p>① 14圏域に設置した地域づくり委員会において、申立等のあった事案について協議(令和6年度においては、申立事例なし)。</p> <p>② 北海道障がい者権利擁護センターの相談・報告等対応状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ センターへの相談・報告件数 114件 (うち虐待相談 34件) ○ 虐待相談の虐待者：養護者 1件 (疑い) 施設従事者 23件 使用者 7件 施設従事者・使用者 3件 計 34件 ○ 虐待相談の種別・類型： 身体的虐待 11件 (重複あり) 性的虐待 5件 心理的虐待 15件 放棄・放任 2件 経済的虐待 5件 計 38件 <p>※参考 道内における障害者虐待防止法に基づく通報等状況 (令和5年度 厚生労働省調査)</p>																			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>養護者虐待</th> <th>施設従事者等虐待</th> <th>使用者虐待 (北海道労働局の対応)</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通報等</td> <td>577件</td> <td>203件</td> <td>49件</td> <td>829件</td> </tr> <tr> <td>虐待認定件数</td> <td>52件</td> <td>39件</td> <td>38件</td> <td>129件</td> </tr> <tr> <td>被虐待者数</td> <td>53人</td> <td>51人</td> <td>37人</td> <td>141人</td> </tr> </tbody> </table>		養護者虐待	施設従事者等虐待	使用者虐待 (北海道労働局の対応)	計	通報等	577件	203件	49件	829件	虐待認定件数	52件	39件	38件	129件	被虐待者数	53人	51人	37人
	養護者虐待	施設従事者等虐待	使用者虐待 (北海道労働局の対応)	計																
通報等	577件	203件	49件	829件																
虐待認定件数	52件	39件	38件	129件																
被虐待者数	53人	51人	37人	141人																

1 権利擁護の推進（つづき）

項目	主な取組内容
(2) 障がいや障がい者に対する道民理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ① 虐待や差別、暮らしづらさに関する相談窓口や、条例、障害者虐待防止法、障害者差別解消法等をわかりやすく説明したパンフレットを、各種イベントにおいて配布。 ② 条例の内容を解説したパネルや、障がい種別に配慮した接し方についてわかりやすく映像化したDVDを市町村や関係団体、障害者福祉施設、民間企業等の職員向け研修や住民向け行事等に貸出しするとともに動画を配信。 ③ 本庁及び各種イベントにおいて、「意思疎通支援条例」及び「手話言語条例」の普及啓発を図るため、パネル展を開催。 ④ 手話講座等の動画をYouTubeに掲載、子ども向けのパンフレット「障がいのある人の暮らしやすいまちづくりを考えよう」を各種イベントにおいて配布。

2 障がい者が暮らしやすい地域づくり

項目	主な取組内容
<p>(1) 地域づくり委員会の協議</p> <p>(2) 地域支援体制づくりの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 14圏域に設置した地域づくり委員会において、申立等のあった事案や地域課題について協議。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域づくり委員会 14圏域計 30回 ① 各総合振興局・振興局と地域づくりコーディネーターが連携し、地域づくりガイドラインを活用しながら、市町村の相談支援体制づくり等の取組を支援。 ② （公社）北海道ろうあ連盟が設置する北海道聴覚障がい者情報センター（令和元年8月1日開設）の運営を支援。

3 障がい者の就労支援

項目	主な取組内容
(1) 障がい者条例に基づく就労支援推進計画の推進	<p>① 経済団体などの参画も得て「北海道障がい者就労支援推進委員会」を開催し、第1期ほっかいどう障がい福祉プランに基づき、関係機関と連携しながら取組を推進。</p> <p>○ 北海道障がい者就労支援推進委員会 1回</p>
(2) 企業等と連携した就労支援の取組の推進	<p>① 「障がい者就労支援企業認証制度」の登録を推進。</p> <p>○ 令和7年3月31日現在 225社</p> <p>② 障がい者の就労を応援する企業や市町村を登録する制度（アクション）の普及推進。</p> <p>○ 令和7年3月31日現在 570企業、80市町村・個人</p>
(3) 障害者就労施設等への官公需の発注促進	<p>① 特定随意契約制度を活用するなどして、道及び市町村等による障害者就労施設等への優先的な発注を促進。</p> <p>○ 道の障害者就労施設等からの物品等の調達実績 令和5年度 343件 110,700千円</p>
(4) 障がい者条例に基づく指定法人制度の推進	<p>① 「北海道障がい者就労支援センター」において、専用のホームページ（ナイスハートネット北海道）などを活用し、企業の仕事を障害者就労施設等につなぐ共同受注や専門家派遣による商品開発の技術指導を実施。</p> <p>○ 企業と障害者就労施設等の商談成約件数 158件</p>
(5) 障害者就労施設等の製品の販路拡大	<p>① 道と民間企業等との包括連携協定に基づき、大型商業施設で障害者就労施設等の製品を販売、コンビニエンスストアチェーン店のポイント交換ギフトカタログで障害者就労施設等の製品を取扱い。</p> <p>○ アリオ札幌店及びイオン苫小牧店 アリオ札幌店 毎月2日間開催（12月まで） イオン苫小牧店 毎月11日に開催</p> <p>○ セイコーマートギフトカタログでの取扱 2024年度カタログに16事業所24アイテムが掲載</p> <p>② 農福連携マルシェの開催による障害者就労施設等の製品の販売。</p> <p>○ 全道4都市で開催したほか、オンラインで開催</p>

令和6年度 地域づくり委員会への協議申立等の受付状況

1 協議申立等の受付状況と処理の経過

(単位：件)

受付状況		処理の経過	
内容	件数		
協議申立等 受付件数 ※	8		
申立書受理		協議終了	
		地域づくり委員会での協議中	
		相手方への調査結果を申立人に伝えた ところ、委員会の協議に至らず終了	
		事情の変更により終結	
		事前調査中	
相談のみ	8	相談者への説明・助言による終了	8
		他の相談専門機関等の紹介による終了	
		相談取下げ	
		相談継続中	

※ 前年からの継続案件含む

2 圏域別受付状況

(単位：件)

圏域名	空知	石狩	後志	胆振	日高	渡島	檜山	上川	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室	合計
申立書受理															
相談のみ		1	2					4						1	8
合計		1	2					4						1	8

3 障がい種別別受付状況

(単位：件)

障がい種別	身体障がい							知的障がい	精神障がい	発達障がい	その他	不明	合計
	視覚障がい	聴覚障がい	肢体不自由	内部障がい	その他	不明	計						
申立書受理													
相談のみ			2				2	4	2				8
合計			2				2	4	2				8

4 申立・相談分野別受付状況

(単位：件)

分野	生活	制度	虐待	就労	行政	交通	教育	医療	合計
申立書受理									
身体障がい									
知的障がい									
精神障がい									
発達障がい									
不明・その他									
相談のみ	6			1	1				8
身体障がい	2								2
知的障がい	2			1	1				4
精神障がい	2								2
発達障がい									
不明・その他									
合計	6			1	1				8
身体障がい	2								2
知的障がい	2			1	1				4
精神障がい	2								2
発達障がい									
不明・その他									

令和6年度 地域づくり委員会における主な協議事項

振興局	開催回数	協議事項
空知	1	令和6年度 地域づくり委員会の取組状況や今後の課題等について
石狩	3	就労継続支援B型事業所の突然の閉鎖による利用者の工賃未払い等が生じた事案について 障害者差別解消支援地域協議会について 北海道のホームページのウェブアクセシビリティ向上について
後志	2	令和5年度の地域づくり委員会の事業報告 地域生活支援拠点の整備状況や自立支援協議会の活動状況等の情報共有 障害者差別解消支援地域協議会について
日高	3	令和6年度 地域づくり委員会の取組報告について 令和7年度の委員会の具体的な取組の内容について
渡島	1	障害者差別解消法の改正について
檜山	2	障がいのある方への意思決定支援について 「ヤングケアラー」について(地域課題)
上川	3	前年度の取り組みの報告及び今年度の取組の検討について 出前講座実施状況、民間事業者の障がいへの対応事例の動画作成について 相談・申立案件対応報告、次年度の取り組みについて
留萌	2	障害者支援施設等の視察について 障害者差別解消支援地域協議会について
宗谷	3	改正障害者差別解消法の民間事業者への周知実施について 北海道障がい福祉サポートセンターの設置について 障害福祉サービス事業所の休止事案について 地域課題解決に向けた取組について 改正障害者差別解消法の民間事業者への周知実施について 「障がいのある方の結婚・出産・子育てを地域で支えるための手引き(参考事例集)」について
オホーツク	3	管内障がい児・者入所施設訪問の実施について 障がい者等に対する合理的配慮について 障害者差別解消支援地域協議会の目的について
十勝	3	令和5年度の委員会活動状況の報告について 令和6年度に取り組む地域課題について 障害者差別解消法、障がいを理由とする差別解消にむけた合理的配慮について
釧路	2	北海道障がい者条例、障がい者の虐待防止・権利擁護、障がい者虐待事例への対応状況、障害者差別解消法の改正に伴う事業者による障がいのある人への合理的配慮の義務化について 発達障がいをもっている当事者や家族の相談先への支援の方法やこれまでの支援について 障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会、障害者差別解消支援地域協議会について 発達障害者支援道東地域センターの運営状況について 官公庁・民間事業者等を対象とした障害者差別解消関係に係る調査結果について 支援員等地域資源不足の問題、合理的配慮の周知の必要性について
根室	2	地域生活拠点等の整備及び整備後に向けた市町村への支援、障がい児支援、権利擁護、成年後見制度の現状と課題について 北海道の障がい児施策について
合計	30	

令和6年度 北海道障がい者権利擁護センター相談・通報等対応状況

1 虐待相談等件数

34件（ほかに北海道労働局からの通報処理64件）

(1) 虐待相談の虐待者（疑い）と被虐待者（疑い）の障がい種別 (単位：件)

		虐待相談の虐待者（疑い）				合計
		養護者	従事者	使用者	従事者・使用者	
被虐待者（疑い）の障がい種別	身体障がい		2	1		3
	知的障がい		9	2	1	12
	精神障がい	1	1	1		3
	発達障がい		1	2		3
	身体、知的障がい					
	身体、精神障がい				1	1
	身体、発達障がい					
	知的、精神障がい		2		1	3
	その他					
	不明		8	1		9
合計		1	23	7	3	34

(2) 虐待相談の種別・類型（重複あり） (単位：件)

		虐待相談の種別・類型					合計
		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放任	経済的虐待	
被虐待者（疑い）の障がい種別	身体障がい	2		1			3
	知的障がい	6		6	1	1	14
	精神障がい		2	1			3
	発達障がい	1		2	1		4
	身体、知的障がい						
	身体、精神障がい					1	1
	身体、発達障がい						
	知的、精神障がい		1	2			3
	その他						
	不明	2	2	3		3	10
合計		11	5	15	2	5	38

2 虐待相談以外の相談・照会件数 (単位：件)

虐待相談以外の相談	80
市町村等からの照会・相談	
合計	80

※「虐待相談以外の相談」の主なもの
・医療機関や施設等への苦情 等

3 虐待相談の概要

番号	被虐待者 (疑い)の障がい種別	虐待(疑い) の類型	虐待者 (疑い)	概要	センターの対応
1	身体	心理的	使用者	当該法人の理事が、被虐待者に対し、人工透析をしていることで仕事ができていることを疑う発言をしたり、被虐待者が他の職員に対して威圧的であると理事会で話したりしている。 元理事が、被虐待者を貶める文書を法人内の共有フォルダに格納していた。	市町村からの報告を受理(法第17条)
2	知的精神	心理的	従事者	本人は当該施設からの転居を望んでいるが、加害者から止められており、身動きが取れない状況。	市町村へ通報(法第16条)
3	発達	心理的	従事者	生活介護に通う娘が、「絵が幼稚」などの暴言や他の利用者に仲間外れにするよう促すような行動を職員から受けている様子。	市町村からの報告を受理(法第17条)
4	知的	心理的 放棄・放任	養護者	本人の生活の面倒を見ている弟から、賞味期限切れの食料を与えられている。	市町村へ通報(法第16条)
5	不明	性的 心理的	従事者	施設の代表者による施設職員や利用者へのパワハラまがいの言動が発生している。また、利用者との性的関係を持ち続けている。	市町村へ通報(法第16条)
6	不明	身体的 心理的	従事者	施設の管理者が利用者にとって危険な行為をとっている。 利用者に暴言を吐いたり、行き過ぎたからかいを行っている。 他の利用者が多くいる中で、中学生になる利用者のおむつ交換を行っている。	市町村へ通報(法第16条)
7	不明	性的 経済的	従事者	グループホームの利用者の金銭を無断で使用。また、女性の利用者に対するセクハラ行為を繰り返し行っていた。	市町村へ通報(法第16条)
8	精神	心理的	使用者	施設利用者である障がい者に嫌がらせを行っているという疑惑をかけられ、それに伴って休職を命じられ、そのまま解雇させられた。	労働局へ報告(法第24条)
9	不明	性的	従事者	施設従事者からセクハラ発言やセクハラ行為などの嫌がらせを受けている。	市町村へ通報(法第16条)
10	知的	身体的 心理的	従事者	被虐待者に対してピンタや馬乗りになって体を抑える、体を押す、体を噛む等の暴力を振るっていた。	市町村からの報告を受理(法第17条)
11	知的	身体的	従事者	事業所従業員2名が被虐待者に対し、1～2年間にわたり、頭や頬、肩をたたくという虐待行為を働いた。	市町村からの報告を受理(法第17条)
12	知的	心理的	使用者 従事者	事業所勤務の職員や工場長から「ばか」「あほ」等の暴言を吐かれた。	労働局へ報告(法第24条)
13	発達	放棄・放任	使用者	職場でいじめに合っているのに取り合ってもらえない。いじめを理由に異動を願い出ても取り合ってもらえない。	労働局へ報告(法第24条)
14	知的	心理的	使用者	就業先で休日出勤を強いられる。怒鳴られる。	労働局へ報告(法第24条)
15	知的精神	性的	従事者	事業者代表社員兼事業所管理者が被虐待者と性行に及んだ。	市町村からの報告を受理(法第17条)
16	精神	身体的	従事者	言葉で制止できない障がい者に対して、後頭部を平手で一度叩いたもの。	市町村からの報告を受理(法第17条)
17	不明	身体的 心理的	従事者	当該法人では現在も虐待が行われており、改善がされていない。身体の半身に痣が見られる利用者もあり、当該法人の他の事業所においても爪が剥がされたり痣が結構見られる。 理事長自体も大声で泣いている利用者に対して「うるさい」と怒鳴ったり、グループホームにおいても虐待がある。	市町村へ通報(法第16条)

番号	被虐待者(疑い)の障がい種別	虐待(疑い)の類型	虐待者(疑い)	概要	センターの対応
18	不明	経済的	使用者	利用者計34名に対し、支払うべき賃金の一部を支払わなかった。	労働局へ報告(法第24条)
19	知的	身体的	従事者	男性寮の利用者が足を引きずっていたので確認したところ、右太ももの裏側が内出血する打撲をしており怪我をしていた。法人側で、男性寮勤務者から聞き取りを行ったところ、男性職員が利用者の太ももを蹴ったのを見た1等の発見者職員からの報告があり、当該職員(加害者)の確認したところ事実を認めた。	市町村からの報告を受理(法第17条)
20	不明	身体的	従事者	被虐待者に腕をつねられて激化した虐待者が、被虐待者の腕をひねりあげる暴力を行った。	市町村からの報告を受理(法第17条)
21	不明	経済的	従事者	事業所内の金庫に保管していた被虐待者の現金を、職員(虐待者)が盗んだ。	市町村からの報告を受理(法第17条)
22	知的	心理的	使用者	同僚から不適切な関わりを受けており、かつてそれを労働局やハローワークに相談したが、何も変わっていないので、再度通報した。	労働局へ報告(法第24条)
23	知的精神	心理的	使用者従事者	以前、勤めていたA型事業所で度々不愉快な思いをさせられた。	労働局へ報告(法第24条)
24	身体	身体的	従事者	夜間支援で、居室誘導に従わず居室内で転倒した本人の下肢を数回足で蹴ったものの。	市町村からの報告を受理(法第17条)
25	知的	身体的	従事者	事業所従事者が被虐待者の頬を平手打ちした。	市町村からの報告を受理(法第17条)
26	発達	身体的心理的	使用者従事者	障がいのある従事者に、同僚が不適切な行為を行っているのに放置している。	労働局へ報告(法第24条)
27	身体精神	経済的	使用者従事者	支払うべき賃金の一部を支払わなかった。	市町村からの報告を受理(法第17条)
28	身体	身体的	従事者	虐待者が、被虐待者の食事介助中、眠そうな様子の被虐待者の両肩を強くつねたり揺さぶったりしたことで、皮膚が変色するという外傷を負わせた。	市町村からの報告を受理(法第17条)
29	精神	性的	従事者	施設外就労中に虐待者が被虐待者の胸を触る性的虐待が行われた。被虐待者の服の上から触り、下着の中にも手を入れて触れた。	市町村からの報告を受理(法第17条)
30	身体	身体	従事者	当該事業所生活支援員の虐待者が、利用者の被虐待者の頭を、自身の履いていた室内靴でたたいたもの。	市町村からの報告を受理(法第17条)
31	知的	経済的	従事者	被虐待者は4名。当該事業所の世話人である虐待者は、利用者から食材料費として事業者が領収した金銭のうち、合計459,539円を私物の購入のため使用した。当該金銭は、食材料費の不用額であり、利用者計18名に対し返金され利用者の財産になるべきところ、当該世話人が私的に利用したものと認められる。	市町村からの報告を受理(法第17条)
32	精神	性的	従事者	当該事業所の世話人である被虐待者は、利用者である被虐待者と、事業所外の宿泊施設において性行為に及んだ。	市町村からの報告を受理(法第17条)
33	知的	心理的	従事者	支援員からの暴言や無視行為で精神的に傷ついた。	市町村からの報告を受理(法第17条)
34	不明	心理的	従事者	障がい者支援施設の外出行事で、施設職員から心無い言葉を浴びせられ、大変傷ついた。	市町村へ通報(法第16条)

令和6年度 北海道障がい者条例に基づく基本的施策等の概要

第9条 関係法令等との調和	
○障害者就業・生活支援センターの設置促進	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害者雇用促進法に基づき、道内12ヶ所にセンターを設置し、障がい者の職業生活における自立を図るための就業支援や就業に伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を行った。 	経済部 保健福祉部
○障がい者の雇用拡大に向けた社会機運の醸成	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率の状況を踏まえ、道内主要経済5団体や、地域の主要経済団体に対する障がい者雇用促進についての要請を実施するとともに、北海道障がい者条例の周知を実施した。 ■ 障がい者雇用の現状を紹介する「障がい者雇用促進パネル展」を開催し、道民の障がい者雇用に関する一層の理解促進を図った。 	経済部
○第1期ほっかいどう障がい福祉プランの推進管理	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 第1期ほっかいどう障がい福祉プランの推進管理を行った。 	保健福祉部
第10条 道民等の理解の促進	
○北海道パラスポーツ連携促進事業(パラアスリート発掘プロジェクト)	
<ul style="list-style-type: none"> ■ パラリンピックなどの国際大会に向けて、パラスポーツ体験会の開催やパラスポーツコーディネーターを設置し、道内出身のパラアスリートの発掘及びパラスポーツの普及・啓発を行った。 	環境生活部
○スポーツのする・みる・ささえる促進事業費	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 世代、性別、障がいの有無に関係なく参加できるパラ競技体験会・セミナーを開催するとともに、パラスポーツ団体の活動支援を行った。 	環境生活部
	環境生活部
○農福連携推進事業費	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 農業の雇用人材の確保と障がい者の生きがい創出や社会参画を実現する農福連携を推進するため、各振興局に設置した相談窓口を運営するとともに、農福連携を推進するための人材育成を目的としたセミナー等を開催。また、若年層への認知度向上を目的に、農業大学校の学生に対して農福連携の講義を実施したほか、新たに農福連携に取り組む農業現場等へ農福連携専門人材を育成。 	農政部
○障がい者条例に係る普及啓発事業	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害者差別解消法や北海道障がい者条例の普及・啓発のため、障がい者差別解消法道民フォーラムを全道2会場にて開催した。 ■ 各種会議や研修等における障害者差別解消法や障がい者条例の概要説明や、イベント等における法・条例のパネル展示により、広く条例の理念の普及を図った。 	保健福祉部
○成年後見制度の利用促進	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 中核機関の整備状況が十分ではない市町村の体制整備を促進するため、司法専門職等と定期的な協議の場や、専門職等による助言等が得られる体制づくりを行った。 	保健福祉部
○就労支援に関する普及啓発	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 道の広報媒体等を活用し障がい者就労支援に関する普及啓発を実施した。 ■ 申請のあった道民・企業等に対し、「障がい者の就労支援」ロゴマークの使用を承認し、名刺等へ掲載すること等により、障がい者就労支援に関する普及啓発を行った。 ■ 道及び指定法人により、企業・経済団体、関係機関等に対し、アクション及び障がい者就労支援企業認証制度のPRを行うとともに、登録企業等の取組を道ホームページで公表し、障がいのある方の就労支援に関する理解の促進を図った。 ■ 障がい福祉サービス事業所の農業への参入を支援するとともに、農業に取り組む事業所による販売イベント「農福連携マルシェ」等を開催するとともに、農業生産者と障がい者就労施設等の農作業請負（施設外就労）のマッチングを支援した。 ■ 障がい者雇用の可能性がある産業の業界関係者にコーディネーターを派遣するなどして、障がい者雇用の理解促進を図った。 ■ 全道12箇所の障害者就業・生活支援センターにおいて、障がい者の職業生活における自立を図るための就業支援や就業に伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を行った。 	保健福祉部

第11条 企業等の取組の支援

	<p>○障がい者の雇用拡大に向けた社会機運の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 保健福祉部・経済部の出先機関における庁舎清掃業務の委託契約において、総合評価競争入札制度を実施した。 ■ 経済部における一部委託業務において、プロポーザル方式による随意契約を実施し、障がい者雇用事業所に配慮した企業に対しての優遇措置を行った。 ■ 労働政策協定に基づき北海道労働局及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構との共同により、北海道教育庁と連携し、道内の特別支援学校18校において、企業向け見学会を開催し、企業の障がい者雇用への意識の醸成を図った。 	保健福祉部 経済部
	<p>○民間企業等との協働事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 大型商業施設（アリオ札幌・イオン苫小牧店）での障害者就労施設等の製品の販売イベントを実施した。 ■ コンビニエンスストアチェーン店（セイコーマート）のポイント交換ギフトカタログで障害者就労施設等の製品を取り扱うことにより、障害者就労施設等の製品の販路拡大を行ったほか、道内書店（株式会社三省堂書店）において、障がい者福祉に対するより一層の理解を深めることを目的に、「障がい者理解促進ブックフェア」を開催した。 	保健福祉部
	<p>○企業等の取組支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 障がい者就労支援業務を一元的に推進する指定法人である北海道社会福祉協議会内の北海道障がい者就労支援センターにおいて、マッチング事業や商品開発等に関する総合的なサポート業務を実施し、障害者就労支援施設等の事業所等の販路の確保を推進した。 ■ 道及び指定法人が企業、経済団体及び関係機関等に対し、企業認証制度及びアクションのPRを行うとともに、登録企業等の取組を道ホームページで公表した。 ■ 認証の取得を促進するための配慮措置の一つである、総合評価競争入札を実施した。 ■ 就労移行支援事業所のサービスの質向上を図るため、自己評価制度による評価を実施し、評価結果を公表した。 ■ 全道12箇所の障害者就業・生活支援センターにおいて、障がい者の生活支援を行った。 	保健福祉部
	<p>○優先調達の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 障がい者就労施設等への官公需の発注促進のため、優先調達方針を策定し周知を図るなどして、特定随意契約制度の全庁的な活用を推進した。 	保健福祉部

第12条 医療とリハビリテーションの確保

	<p>○北海道病院事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 精神医療 道立病院として圏域における精神医療の中核的役割を担っているほか、訪問看護などにより社会復帰と在宅生活の支援を行った。 また、緑ヶ丘病院では精神科救急医療を中心に担う高規格の精神科専門病棟として、スーパー救急病棟を運用した。 ■ 精神科リハビリテーション 緑ヶ丘病院及び向陽ヶ丘病院において、回復途上にある精神障がい者の円滑な社会復帰を促進するため、精神科デイケア・ショートケアを実施した。 ■ 児童思春期精神医療 緑ヶ丘病院において、先駆的・専門的な児童・思春期患者の外来医療を提供した。 ■ 小児高度専門医療 子ども総合医療・療育センターにおいて、小児高度専門医療と療育の一体的な提供のほか、ハイリスクの胎児や新生児に対する周産期医療、先天性心臓疾患に対する最先端医療、医療と療育が連携した医学的リハビリテーションなどの機能を提供した。 	道立病院局
--	---	-------

○身体障害者扶助費（更生医療）	<ul style="list-style-type: none"> 市町村が実施する、障がい者が日常生活能力等の回復、向上若しくは獲得のために行う医療の支給に要する経費の一部を負担することにより身体障がい者福祉の向上を図った。 	保健福祉部
第13条 移動手段の確保		
○バス利用促進等総合対策事業費補助金	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者や障がい者等の利便性や安全性向上のため、乗合バス事業者が実施するノンステップバスの導入に対して国と協調して助成を行った。 	総合政策部
○交通安全施設等整備事業	<ul style="list-style-type: none"> 歩道のバリアフリー化や視覚障がい者用誘導ブロックの設置を行った。 	建設部
○市町村地域生活支援事業（移動支援事業）	<ul style="list-style-type: none"> 屋外での移動が困難な障がい者等の社会参加を促進するため、市町村の移動支援事業に対する助成を行った。 各市町村においてサービス内容等に格差が生じていることから、市町村に対し、サービス提供体制の整備や支給基準策定の助言を行った。 	保健福祉部
○盲ろう者通訳・介助員、要約筆記者派遣事業	<ul style="list-style-type: none"> 視覚と聴覚の重複障がいのある重度の盲ろう者に対し、外出時の移動等の際に支援を行う介助員を派遣した。 中途難失聴者等の情報保障のため、要約筆記者を派遣した。 	保健福祉部
○身体障害者補助犬育成事業費補助金	<ul style="list-style-type: none"> 北海道盲導犬協会等に助成を行い、身体障がい者の就労や日常生活等を支援する身体障害者補助犬の育成や普及啓発等を支援した。 	保健福祉部
第14条 切れ目のない支援		
○特別支援教育総合推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 各教育局における特別支援連携協議会の開催や専門家チームによる巡回相談等の取組のほか、「特別支援教育充実セミナー」を開催し、個別の教育支援計画の活用や関係機関との連携推進を図った。 幼稚園、小・中学校、高等学校の特別支援教育コーディネーター等を対象にした「特別支援教育充実セミナー」（7会場）や進路担当者等を対象とした「特別支援教育進路指導協議会」（6会場）を開催した。 	教育庁
○発達支援センター事業	<ul style="list-style-type: none"> 発達の遅れや障がいのある児童とその家族が、身近な地域において適切な相談支援等を受けることができるよう、市町村が実施する子ども発達支援センターへの支援を行うとともに、地域の中核的な施設として重層的な地域支援を行う市町村中核子ども発達支援センターを認定し、地域連携体制の構築等を行った。 	保健福祉部
○障がい者ピアサポーター養成事業	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービス等における質の高いピアサポート活動の取組を推進するため、自ら障がいや疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障がいや疾病のある障がい者等の支援を行うピアサポーターとその活用方法を理解した障害福祉サービス事業所等の従事者を養成した。 	保健福祉部
第15条 保健・福祉及び教育との連携		
○私立幼稚園等管理運営費補助金	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育の充実を図るため、障がいのある幼児の就園を受け入れている私立幼稚園に対して助成を行った。 	総務部
○特別支援学校における医療的ケア体制整備事業	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校に在籍し医療的ケアが必要な児童生徒の教育機会の確保を図るため、非常勤看護師を配置するとともに、看護師や教員が必要な知識・技能等を習得するための研修会や医療的ケアに精通した医師の学校への巡回相談を行った。 	教育庁
○地域子ども・子育て支援事業費補助金（放課後児童健全育成事業）	<ul style="list-style-type: none"> 既存の小学校の余裕教室等の改修等や必要な設備の整備などの環境整備を行うことにより、新たに放課後児童健全育成事業を実施する放課後児童クラブの設置促進等を行った。また、放課後児童健全育成事業を実施する施設（放課後児童クラブ）へのボランティアの派遣や障がい児受入のための支援員の確保等を行う事業に対し助成を行った。 	保健福祉部

○障がい児等支援体制整備事業	■ 北海道教育厅と協働し、地域での関係機関の連携体制の整備を推進した。	保健福祉部
○発達支援関係職員実践研修事業	■ 北海道教育厅と合同で、14振興局で教員・市町村職員等を対象に研修を行った。	
○難聴児等支援事業	■ 道立聾学校、市町村、関係機関等と連携し、難聴児等の発達の促進を図るための取組を行った。	
第16条 高齢者施策等との連携		
○道営住宅整備事業	■ 新たに建設する全ての道営住宅について、ユニバーサルデザインの視点に立った整備を実施した。	建設部
○すべての人にやさしいまちづくり推進事業	■ 高齢者、障がい者、妊産婦をはじめ、全ての人々にとって利用しやすい建物とするため、道立施設のバリアフリー化等、必要な改善整備を行った。	保健福祉部
○重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業	■ 市町村が実施する対象者の属性を問わない相談支援等を一体的に行う重層的支援体制整備事業の取組を支援するため、市町村間の情報共有の場づくり、重層的支援体制整備人材養成研修、専門家の派遣を行った。	保健福祉部
第17条 障がい者の家族に対する配慮		
○児童家庭支援センター運営事業	■ 地域に密着した相談・支援体制を強化するため、児童や家庭に対する各般の問題につき、児童、家庭、地域住民などからの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、保護を要する児童やその保護者に対する指導及び児童相談所等との連携・連絡調整を総合的に行った。また、必要に応じ心理療法等を通じて、子どもの心理的側面からのアプローチを行った。	保健福祉部
○発達障害者支援センター運営事業	■ 発達障害者支援（地域）センターを委託運営し、発達障がい者及びその家族に対し、相談・情報提供等の専門的支援を行うとともに、各地域における市町村及び関係機関の体制整備に対する支援を行った。	保健福祉部
○精神障がい者家族相談員設置事業	■ 精神障がい者家族相談員を設置し、精神障がい者及びその家族等からの相談に応じ、必要な指導、助言を行った。	保健福祉部
第18条 地域間格差の是正等		
○障がい福祉計画等圏域連絡協議会	■ 21障がい福祉圏域ごとに設置した、障がい福祉計画等圏域連絡協議会において、令和6年度から令和11年度までを計画期間とする第1期ほっかいどう障がい福祉プランの推進管理、市町村障害福祉計画の推進調整及び圏域調整並びに地域づくり委員会に提案する施策上の課題について協議を行った。	保健福祉部

令和7年度

北海道障がい者条例の取組方針(案)

北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課

令和7年度 北海道障がい者条例の取組方針

○ 基本方針

条例の施行に当たっては、第1条に規定する目的、第3条に規定する基本理念などに基づき、障がいのある方々の権利の擁護や暮らしやすい地域づくりを推進するという視点に立ち、また、「障がいのある方が当たり前で暮らせる地域は、誰にとっても暮らしやすい地域である」という基本的な考え方の下、次の点に十分に配慮しながら取組を推進するものとする。

- (1) 障がいのある方々の参画を基本とし、幅広い関係者や地域住民との対話を重視すること。
- (2) 地域の課題を解決する力を高め、障がいのある方々が必要とする支援の確保を図ることにより、地域間格差の是正に資すること。
- (3) 福祉の枠を超えて、幅広い関係者と連携・協働し、関連する施策を推進すること。
- (4) 条例に基づく施策の実施状況や成果を広く道民に公表し、障がいの特性や障がいのある方々に対する道民の理解の促進を図ること。

○ 重点方針

1 条例の広報

- ・ 出前講座やパンフレットの配布など、道民に広く周知するための啓発活動の実施
- ・ 障害者差別解消法の改正等とあわせて、障がいのある方々の権利擁護に関する効果的な周知の実施

2 権利擁護の推進

- ・ 関係機関との情報交換や障がいのある方々からの相談事例に関する協議の実施など、障がいを理由とする差別を解消するための取組の推進
- ・ 障がいのある方々に対する情報の保障に係る合理的配慮の提供に関する取組の推進
- ・ 障害者差別解消法の改正も踏まえた、市町村における相談体制等の整備促進
- ・ 施設内虐待の防止についての取組強化、関係機関との連携など、障害者虐待防止対策の推進

3 障がい者が暮らしやすい地域づくりの推進

- ・ 地域の相談支援事業所と連携し、障がいのある方々などの声を地域づくり委員会における協議に反映する取組の推進
- ・ 地域生活支援拠点等の整備をはじめ、地域に必要な総合的な相談支援体制の確保のための支援の実施
- ・ 強度行動障がいのある方々の支援体制の検討を行うための支援ニーズの把握

4 障がい者の就労支援

- ・ 一般就労の推進に向けた、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、企業、障害者就労施設など様々な分野の機関が連携したネットワークづくり
- ・ 障害者優先調達法に基づく道や市町村による障害者就労施設等の製品の受注拡大
- ・ 北海道障がい者就労支援センターによる障害者就労施設等の製品の販売機会の拡大
- ・ 関係機関と連携した農福連携などの推進

令和7年度 北海道障がい者条例に基づく基本的施策等の概要

第9条 関係法令等との調和		
○障害者就業・生活支援センターの設置促進	<ul style="list-style-type: none"> 障害者雇用促進法に基づき、道内12ヶ所にセンターを設置し、障がい者の職業生活における自立を図るための就業支援や就業に伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を行う。 	経済部 保健福祉部
○障がい者の雇用拡大に向けた社会機運の醸成	<ul style="list-style-type: none"> 障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率の状況を踏まえ、道内主要経済5団体や、地域の主要経済団体に対する障がい者雇用促進についての要請を実施する。 障がい者雇用の現状を紹介する「障がい者雇用促進パネル展」を開催し、道民の障がい者雇用に関する一層の理解促進を図る。 	経済部
○第1期ほっかいどう障がい福祉プランの推進管理	<ul style="list-style-type: none"> 第1期ほっかいどう障がい福祉プランの推進管理を行う。 	保健福祉部
第10条 道民等の理解の促進		
○北海道パラスポーツ連携促進事業（パラアスリート発掘プロジェクト）	<ul style="list-style-type: none"> パラリンピックなどの国際大会に向けて、有望な選手を発掘し、多くの道内出身選手が活躍することを目指すとともに、障がい者が地域においてスポーツに親しむことができる環境を整備する。 	環境生活部
○スポーツのする・みる・ささえる促進事業費	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者と健常者が参加する障がい者スポーツ運動会やボッチャの全道大会を開催するとともに、障がい者スポーツ団体の活動に助成する。 	環境生活部
○農福連携推進事業費	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者の農業分野での活躍を通じて、農業の担い手を支える人材の確保と農業経営の成長につながる農福連携を推進するため、福祉事業所、農業者及び特別支援学校からの相談窓口を各振興局において運営するとともに、現場で求められる高度な専門人材を育成し、農業現場への派遣を行う。 	農政部
○障がい者条例に係る普及啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある方の権利擁護に関するフォーラムの開催や、障害者差別解消法の一部改正法について、企業を対象に周知を図る。 これまでに作成した障がいのある方の権利擁護に関するDVDや北海道障がい者条例の概要を説明したパネルを積極的に活用するなどして、障がいや障がい者に対する道民の理解促進を図る。 	保健福祉部
○成年後見制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の利用促進を図るため、司法、関係団体と連携し、専門職等による助言が得られる体制づくりなど、市町村の体制整備を支援する。 	保健福祉部
○就労支援に関する普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 道の広報媒体を活用するなどして、障がいのある方の就労支援に関する普及啓発を図る。 関係機関との連携・協力の下、各種媒体に「障がい者の就労支援」ロゴマークを掲載するなどして、障がい者就労支援に関する理解を促進する。 登録企業の社会的評価を高めるような広報活動を行うことにより、アクション登録制度及び企業認証制度の登録・認証拡大を図る。 障害福祉サービス事業所の農業への参入を支援するとともに、農業に取り組む事業所による販売イベント等を開催する。 全道12箇所の障害者就業・生活支援センターにおいて、障がい者の生活支援を行う。 	保健福祉部

第11条 企業等の取組の支援

○障がい者の雇用拡大に向けた社会機運の醸成

- 保健福祉部・経済部の出先機関における庁舎清掃業務の委託契約において、総合評価競争入札制度を実施する。
- 経済部における一部委託業務において、プロポーザル方式による随意契約を実施し、「北海道働き方改革推進企業認定制度」における認定を受けた企業のうち、同制度の評価基準にある「障がい者就労支援企業認証制度」の一定以上の認証ポイントを取得している企業に対しての優遇措置を行う。
- 労働政策協定に基づき北海道労働局及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構と共同により、北海道教育庁と連携し、開催を希望する特別支援学校において見学会を開催し、企業の障がい者雇用への意識の醸成を図る。

保健福祉部
経済部

○民間企業等との協働事業

- 小売業などと連携し、障害者就労施設等の製品の販売機会を確保することで、障害者就労施設等の製品の販路拡大を図る。

保健福祉部

○企業等の取組支援

- 登録企業の社会的評価を高めるような効果的な広報活動を行うことにより、アクション登録制度及び企業認証制度の登録・認証拡大を図る。
- 障がい者就労支援業務を一元的に推進する指定法人である北海道社会福祉協議会内の北海道障がい者就労支援センターにおいて、マッチング事業や商品開発等に関する総合的なサポート業務を実施する。
- 自己評価制度について、各振興局等を通じて就労移行支援事業所へ周知を図り、制度実施を促すことで、事業所の就労支援サービスの質の向上を図る。
- 全道12箇所の障害者就業・生活支援センターにおいて、障がい者の生活支援を行う。

保健福祉部

○優先調達の推進

- 「優先調達方針」に基づき、障害者就労施設等からの調達推進に向け、道自ら取組を更に進めるほか、調達方針未策定の市町村への策定の働きかけを行い、道内全体での調達推進を図り、官公需の発注を推進する。

保健福祉部

第12条 医療とリハビリテーションの確保

○北海道病院事業

■ 精神医療

道立病院として圏域における精神医療の中核的役割を担っているほか、訪問看護などにより社会復帰と在宅生活の支援を行う。
また、緑ヶ丘病院では精神科救急医療を中心的に担う高規格の精神科専門病棟として、スーパー救急病棟を運用、向陽ヶ丘病院では認知症専門医療を提供する。

■ 精神科リハビリテーション

緑ヶ丘病院及び向陽ヶ丘病院において、回復途上にある精神障がい者の円滑な社会復帰を促進するため、患者の状態やニーズに合わせたリハビリテーションを提供する。

■ 児童思春期精神医療

緑ヶ丘病院において、先駆的・専門的な児童・思春期患者の医療を提供する。

■ 小児高度専門医療

子ども総合医療・療育センターにおいて、小児高度専門医療と療育の一体的な提供のほか、ハイリスクの胎児や新生児に対する周産期医療、先天性心臓疾患に対する最先端医療、医療と療育が連携した医学的リハビリテーションなどの機能を提供する。

道立病院局

第12条 医療とリハビリテーションの確保（つづき）		
○身体障害者扶助費（更生医療）		
■ 市町村が実施する、障がい者が日常生活能力等の回復、向上若しくは獲得のために行う医療の支給に要する経費の一部を負担することにより身体障がい者福祉の向上を図る。		保健福祉部
第13条 移動手段の確保		
○バス利用促進等総合対策事業費補助金		
■ 高齢者や障がい者等の利便性や安全性向上のため、乗合バス事業者が実施するノンステップバスの導入に対して国と協調して助成を行う。		総合政策部
○交通安全施設等整備事業		
■ 歩道のバリアフリー化や視覚障がい者用誘導ブロックの設置を進める。		建設部
○市町村地域生活支援事業（移動支援事業）		
■ 地域の特性や個々の利用者の状況やニーズに応じて柔軟な形態で事業を有効に活用・実施することにより、地域の移動手段を確保し、地域における自立生活及び社会参加の促進を図る。		保健福祉部
■ 各市町村においてサービス内容等に格差が生じていることから、サービス提供体制の整備や支給基準の策定について助言する。		
○盲ろう者通訳・介助員、要約筆記者派遣事業		
■ 視覚と聴覚の重複障がいのある重度の盲ろう者に対し、外出時の移動等の際に支援を行う介助員を派遣する。 中途難失聴者等の情報保障のため、要約筆記者を派遣する。		保健福祉部
○身体障害者補助犬育成事業費補助金		
■ 北海道盲導犬協会等に助成を行い、身体障がい者の就労や日常生活等を支援する身体障害者補助犬の育成や普及啓発等を支援する。		保健福祉部
第14条 切れ目のない支援		
○特別支援教育総合推進事業		
■ 幼稚園、小・中学校、高等学校の特別支援教育コーディネーター等を対象に「特別支援教育充実セミナー」、進路担当者等を対象に「特別支援教育進路指導協議会」、市町村教育委員会の就学事務担当者等を対象に「市町村教育委員会就学事務担当者等研修会」、特別支援学級等を担当する教員を対象に「オンライン授業改善セミナー」を開催する。		教育庁
○発達支援センター事業（地域づくり総合交付金）		
■ 発達の遅れや障がいのある児童とその家族が、身近な地域において適切な相談支援等を受けることができるよう市町村が実施する子ども発達支援センターを支援するとともに、市町村中核子ども発達支援センターの認定拡大を図る。		保健福祉部
○障がい者ピアサポーター養成事業		
■ 障害福祉サービス等における質の高いピアサポート活動の取組を推進するため、自ら障がいや疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障がいや疾病のある障がい者等の支援を行うピアサポーターとその活用方法を理解した障害福祉サービス事業所等の従事者を養成する。		保健福祉部
第15条 保健・福祉及び教育との連携		
○私立幼稚園等管理運営費補助金		
■ 特別支援教育の充実を図るため、障がいのある幼児の就園を受け入れている私立幼稚園に対して助成を行う。		総務部
○特別支援学校における医療的ケア体制整備事業		
■ 特別支援学校に在籍し医療的ケアが必要な児童生徒の教育機会の確保を図るため、医療的ケアを必要とする児童生徒の在籍状況や、本人・保護者のニーズを踏まえ看護師を配置する。		教育庁
■ 教員による特定行為を実施できるようになるための研修を実施する。		
■ 医療的ケアに精通した医師から助言・指導を受け、より安全なケアが実践できる校内体制を整備する。		

第15条 保健・福祉及び教育との連携（つづき）		
○地域子ども・子育て支援事業費補助金（放課後児童健全育成事業）		
<ul style="list-style-type: none"> ■ 放課後児童健全育成事業の実施施設（放課後児童クラブ）の設置促進等を図るため、既存の小学校の余裕教室等の改修等や必要な設備の整備などの環境整備に対する支援及びボランティアの派遣や障がい児受入のための支援員の確保等を行い、放課後児童クラブの円滑な事業実施や放課後児童対策パッケージの推進について支援する。 	保健福祉部	
○障がい児等支援体制整備事業		
<ul style="list-style-type: none"> ■ 障がい児等支援連携体制整備事業 北海道教育庁と協働し、地域での関係機関の連携体制の整備を推進する。 ■ 発達支援関係職員実践研修事業 北海道教育庁と合同で、14振興局で教員・市町村職員等を対象に研修を行う。 ■ 難聴児等支援事業 道立聾学校、市町村、関係機関等と連携し、難聴児等の発達の促進を図るための取組を行う。 	保健福祉部	
第16条 高齢者施策等との連携		
○道営住宅整備事業		
<ul style="list-style-type: none"> ■ 新たに建設する全ての道営住宅について、ユニバーサルデザインの視点に立った整備を実施する。 	建設部	
○すべての人にやさしいまちづくり推進事業		
<ul style="list-style-type: none"> ■ ユニバーサルデザインの普及や災害時の対応等の観点等を含め、緊急性及び優先性の高い整備項目を検討し、順次、整備を進める。 	保健福祉部	
○重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業		
<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>市町村の努力義務とされている「包括的な支援体制の整備」（重層的支援体制整備事業を含む）が推進されるよう、必要なバックアップを行うため、重層的支援体制整備人材養成研修、地域別推進会議、個別の伴走型支援を行う。</u> 	保健福祉部	
第17条 障がい者の家族に対する配慮		
○児童家庭支援センター運営事業		
<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもと家庭をめぐる問題について、それぞれの地域に応じた相談活動を展開すると同時に、心理療法など専門的な関わりを行うなどして、地域に密着した相談・支援体制の強化を図る。 	保健福祉部	
○発達障害者支援センター運営事業		
<ul style="list-style-type: none"> ■ 発達障害者支援（地域）センターを委託運営し、発達障がい者及びその家族に対し、相談・情報提供等の専門的支援を行うとともに、各地域における市町村及び関係機関の体制整備に対する支援を行う。 	保健福祉部	
○精神障がい者家族相談員設置事業		
<ul style="list-style-type: none"> ■ 精神障がい者家族相談員を設置し、精神障がい者及びその家族等からの相談に応じ、必要な指導、助言を行う。 	保健福祉部	
第18条 地域間格差の是正等		
○障がい福祉計画等圏域連絡協議会		
<ul style="list-style-type: none"> ■ 障がい福祉計画等圏域連絡協議会（21圏域）において、第1期ほっかいどう障がい福祉プラン（令和6～11年度）の推進管理、市町村障がい福祉計画の推進・調整、地域づくり委員会に提案する施策上の課題、医療的ケア児や心身障がい者等の支援等について協議を行う。 	保健福祉部	

北海道障がい者条例に基づく基本的施策等の概要 新旧対照表

	新（令和7年度）	旧（令和6年度）
第10条 道民等の理解の促進	○スポーツのする・みる・ささえる促進事業費 ■障がい者と健常者が参加する <u>障がい者スポーツ運動会やボッチャの全道大会</u> を開催するとともに、障がい者スポーツ団体の活動に助成する。	○スポーツのする・みる・ささえる促進事業費 ■障がい者と健常者が参加する <u>パラ競技体験会・セミナー</u> を開催するとともに、障がい者スポーツ団体の活動に助成する。
第15条 保健・福祉及び教育との連携	○地域子ども・子育て支援事業費補助金（放課後児童健全育成事業） ■放課後児童健全育成事業の実施施設（放課後児童クラブ）の設置促進等を図るため、既存の小学校の余裕教室等の改修等や必要な設備の整備などの環境整備に対する支援及びボランティアの派遣や障がい児受入のための支援員の確保等を行い、放課後児童クラブの円滑な事業実施や <u>放課後児童対策パッケージ</u> の推進について支援する。	○地域子ども・子育て支援事業費補助金（放課後児童健全育成事業） ■放課後児童健全育成事業の実施施設（放課後児童クラブ）の設置促進等を図るため、既存の小学校の余裕教室等の改修等や必要な設備の整備などの環境整備に対する支援及びボランティアの派遣や障がい児受入のための支援員の確保等を行い、放課後児童クラブの円滑な事業実施や <u>放課後子ども総合プラン</u> の推進について支援する。
第16条 高齢者施策等との連携	○重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業 ■市町村の <u>努力義務とされている「包括的な支援体制の整備」</u> （重層的支援体制整備事業を含む）が推進されるよう、必要なバックアップを行うため、 <u>重層的支援体制整備人材養成研修、地域別推進会議、個別の伴走型支援</u> を行う。	○重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業 ■市町村が <u>実施する対象者の属性を問わない相談支援等を一体的に行う重層的支援体制整備事業の取組を支援するため、市町村内連携促進説明会の開催、市町村間の情報共有の場づくり、重層的支援体制整備人材研修や専門家派遣</u> を行う。

令和6年度後志圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会 事業報告

1 地域づくり委員会（第1回）

令和5年度の地域づくり委員会の事業報告を行ったほか、地域生活支援拠点の整備状況や自立支援協議会の活動状況等の情報共有を行い、地域課題を共有しました。

(1) 日 時

令和6年(2024年)6月11日(火) 14:10~16:00

(2) 開催場所

後志合同庁舎 3階1号会議室

(3) 出席者

9名

(4) 議題等

- ・ 令和5年度の地域づくり委員会の事業報告
- ・ 地域課題について
- ・ 令和6年度の地域づくり委員会の事業計画

2 地域づくり委員会（第2回）／障害者差別解消支援地域協議会

障害者差別解消法第17条第1項に規定する障害者差別解消支援地域協議会の位置付けとし、市町村身体・知的障害者相談員及び地域相談員、障害福祉サービス事業所職員、市町村職員等を参集し合理的配慮に関する講演を行ったほか、「仕事、生活していく中で障がい者の差別を感じることをテーマにグループワークを行いました。

また、地域づくり委員を通じて相談のあった案件について意見交換を行いました。

(1) 日 時

令和7年(2025年)3月4日(火) 13:00~16:00

(2) 開催場所（オンライン）

後志合同庁舎 講堂

(3) 出席者

36名（地域づくり委員会 12名）

(4) 議題等

- ・ 北海道障がい者条例の取組及び障がい者に関連する法律の概要等（行政説明）
- ・ 講演「大学等における合理的配慮等の対応」
小樽商科大学保健管理センター特別修学支援室 室長 杉山 成 氏
- ・ グループワーク「仕事、生活していく中での障がい者の差別を感じることを」
- ・ 地域課題等について

(5) 備 考

後志圏域相談員研修と同時開催

令和 6 年度 （後志圏域）広域相談支援体制整備事業 活動報告

1. 広域相談支援体制整備事業とは

障がいのある人が希望する地域で安心して生活できるよう、地域の相談支援体制等の構築や施設入所者等の地域生活への適切な移行に向けた地域づくりに関する助言・調整等の広域的支援を行う事業で、障害者総合支援法に基づき各都道府県が実施する地域生活支援事業の必須事業の一つで、障がいのある方等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、特に専門性の高い相談（4種類）について、必要な情報の提供等の便宜・供与を行う事業です。

2. 地域づくりコーディネーターとは

「北海道障がい者条例」に基づく支援員で、地域の相談支援体制等の構築や施設入所者の地域生活への移行に向けた地域づくりに関する助言・調整等の広域的支援について、地域づくりガイドラインを活用し、市町村ごとにそれぞれの地域の特性を踏まえた上で行います。

3. 基本方針

- ① 地域の相談支援体制等の構築に向けた支援は、地域の協議会を中心とした相談支援体制づくりを目指す。
- ② 施設入所者等の地域生活移行について、地域の協議会や関係機関等と連携を図り、緊急対応が可能な体制の構築等、地域で安心して暮らせる体制づくりを支援する。
- ③ 地域の相談支援体制等の構築と施設入所者等の地域生活への移行は、密接に関連した業務であり、その助言・調整等の支援については、一体的かつ効果的なものとして進める。
- ④ 特定の立場に偏らず、公平性・中立性を確保する。

4. 業務内容

① 市町村への支援

(ア)地域の協議会等、地域のネットワーク構築に向けた助言・調整

- ・ 基幹相談支援センターと連携して実施。

(イ)対応困難事例に係る助言

- ・ 基幹相談支援センター設置済みの市町村に対しては、行わない。

(ウ)専門的支援システム（権利擁護、就労支援等）の立ち上げ等の支援

- ・ 基幹相談支援センター設置済みの市町村に対しては、行わない。

(エ)市町村相談支援体制の評価（北海道自立支援協議会と協働）

(オ)地域の社会資源の点検、開発に関する支援

(カ)発達障害者支援センター等の関係機関と連携しながら行う、市町村子ども発達支援センターの活動に対する支援や連絡調整、情報提供及び研修など市町村の子どもの発達支援のサポート

(キ)地域生活移行のための市町村の体制づくりへの支援

- ・ 基幹相談支援センター設置済みの市町村に対しては、行わない。

(ク)基幹相談支援センターの設置・運営等への支援

(ケ)地域生活支援拠点等の整備及び整備後の支援

② 圏域内の相談支援体制の充実等

(ア)条例に基づく障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会の事務局への参画

(イ)圏域内における相談支援従事者等のスキルアップのために必要な地域研修の実施

(ウ)道の研修（相談支援従事者研修関連）実施協力

(エ)地域生活移行促進のための圏域間調整等の実施

③ 北海道の障がい者福祉に関するシステムづくり

北海道自立支援協議会と連携し、全道的な障がい福祉に関するシステムづくりに関する主導的な役割を担う。

2. 令和6年度活動状況報告

① 市町村訪問（事業説明、重点方針、地域状況・課題等のヒアリング）

【対象地域】20市町村

小樽市、北後志5町村、岩宇4町村、羊蹄山ろく7町村、南後志3町村

② 各地域自立支援協議会及び部会への参加

(ア)小樽市協議会

(イ)北後志地域自立支援協議会

(ウ)南後志地域自立支援協議会

(エ)岩宇地区自立支援協議会

(オ)羊蹄山ろく地域自立支援協議会

③ 後志圏域地域生活移行支援協議会（精神障がい者地域生活支援事業）への参加

(ア)Y（やる気の）A（ある）S（しごと）P（プロジェクト）会議

(イ)地域移行研修会

④ 後志圏域相談支援連絡協議会の開催

【開催目的】

月例開催により、地域課題の共有や課題解決へのプロセスなどについて議論の積み重ねを行い、各地域の実践へ反映を図るなど、後志管内全体の相談支援力の向上を図る。

【開催内容】

※ 自立支援協議会等の活動に関して（活動状況の共有など）

※ 地域等における課題について（地域課題から各地域の取組、助言等による検討）

※ その他（研修・勉強会の開催）

⑤ 後志圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会への参加

(ア)地域相談員研修

(イ)差別解消法協議会

⑥ 道央3圏域（石狩、空知、後志）によるブロック会議への参加

(ア)地域研修（初任者研修、フォローアップ研修）の企画・運営

⑦ 北海道ケアマネジメントネットワーク主催 相談支援従事者研修（FT）

⑧ 北海道地域生活支援推進会議（地域生活定着促進事業）

【 目的 】

高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする犯罪をした人等に対し、各都道府県を設置する地域生活定着支援センターが、刑事司法関係機関、地域の福祉関係機関等と連携・協働しつつ、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を実施することで、社会復帰及び地域生活への定着を支援していく為、専門委員会への参加している。

【参考・後志圏域の状況】

	自立支援協議会 (Ⅰ)	地域生活支援拠点 (Ⅱ)	基幹相談支援 センター (Ⅲ)	市町村子ども発達 支援センター (Ⅳ)
小樽市	○	○	○	○
南後志地域 (寿都町、黒松内 町、島牧村)	○			○
羊蹄山ろく地域 (倶知安町、ニセ コ町、蘭越町、京極 町、喜茂別町、真狩 村、留寿都村)	○		○	○
岩宇地域 (岩内町、共和町、 泊村、神恵内村)	○		○	
北後志地域 (余市町、仁木町、 古平町、積丹町、 赤井川村)	○	○	○	○

- ① 自立支援協議会（関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障がいのある人等への支援体制に関する課題について情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行います。障がい保健福祉関係団体並びに障がいのある人等及びその家族、並びに障がいのある人等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する人などにより構成されます。）は、5つの地域で設置している。
- ② 地域生活支援拠点（障がいのある人の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、地域生活支援を推進する観点から、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、複数の事業所や機関により構築された、相談、体験の機会、緊急時の対応などの様々な支援を切れ目なく提供していく地域の体制です。）は、小樽市と北後志地域で設置している。
- ③ 基幹相談支援センター（地域の中核的な機関として、総合的・専門的な相談支援を行うと共に、地域の相談支援体制強化の取組等を行う。）は、南後志地域を除き、設置している。
- ④ 市町村子ども発達支援センター（北海道独自事業、発達の遅れに気づいた段階から、主に、児童福祉法に基づく児童発達支援や放課後等デイサービスの利用に繋がるまでの支援を行うほか、地域の連携体制の構築や人材育成等を推進する機関。）は岩宇地域を除き、設置している。

条例の概要

障がいの有無にかかわらず、すべての道民が個人の尊厳を大切にしながら共生する真に暮らしやすい社会を実現するために、「北海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例」（略称、「意思疎通支援条例」）と「北海道言語としての手話の認識の普及等に関する条例」（略称、「手話言語条例」）の2つの条例を制定しました。（施行日：平成30年4月1日）

意思疎通支援条例の目的

- 障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段を使用し、円滑に意思疎通を行なえるよう支援します。
- 障がい者の意思疎通支援は、道、市町村、道民、障がい者、意思疎通支援者、関係団体、事業者で協働して推進します。

手話言語条例の目的

- 広く手話が言語であることを普及します。
- 手話を習得する機会を確保するよう努めます。
- 聴覚障がい者が在籍する学校や事業所において手話を習得する機会の確保を図るための支援を行なうよう努めます。

役割

道民 障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段があることまた手話が言語であることを理解し、配慮に努めます。

障がい者 道が実施する障がい者の意思疎通の支援に関する施策に協力するよう努めます。

意思疎通支援者 障がいの特性に応じた意思疎通手段の理解促進に努め、道が実施する施策に協力し、障がい者の意思疎通の支援に努めます。

事業者 障がいの特性に応じた意思疎通手段の必要性を理解し、配慮に努めます。

施策の基本方針

- 意思疎通手段についての理解の促進を図ります。
- 手話が言語であるとの認識の普及に努めます。
- 障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段の確保や使いやすい環境の整備を図ります。
- 障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段を活用した情報保障の推進を図ります。
- 意思疎通支援者の養成及び派遣の推進を図ります。

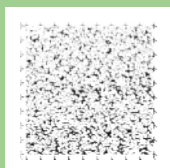


北海道意思疎通支援条例

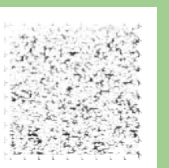
北海道手話言語条例

平成30年4月1日施行

～誰もが暮らしやすい北海道を自指して～



【発行】北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
【でんわ】011-204-5278 【ファックス】011-232-4068



主な障がいの特性に応じた配慮と意思疎通の方法

※パンフレットに記載されているものは一例です。他にも様々な障がいや意思疎通の方法があります。

視覚障がい

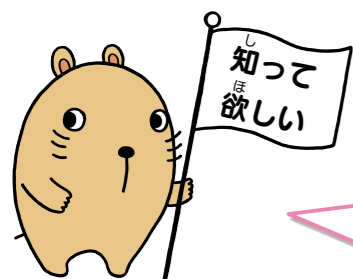
まったく見えない方(全盲)や見えにくい方(弱視)がいます。見えにくい方の中には、特定の色がわかりにくい方や、光がまぶしい方、見える範囲の狭い方、薄暗くなると極端に見えにくさが増す方などがいます。

はい配 りよ慮

- 場所や物の位置を示す場合は、「あっち」「それ」ではなく、具体的に説明してください。
- 何か困っていたら、突然体に触れず前方から「何かお手伝いが必要ですか?」と声を掛けてください。
- 会議やイベントなどで配布する資料などは、参加する方の希望を確認し、点訳や拡大文字版を用意するなど配慮を心がけましょう。

おも いし そつう ほうほう 主な意思疎通の方法

- 【点字】平面から盛り上がった6つの点により文字を表現するもの
- 【音訳】書籍などの視覚情報を音声で録音し、情報を伝えるもの
- 【拡大文字】文書などの文字が大きく書かれたもの



障がいのある方は、安全に歩くために、白杖を持っていたり、盲導犬を連れてくる方もいます。

聴覚障がい(ろうあ・中途失聴・難聴)

まったく聞こえない方や聞こえにくい方など聞こえの程度は様々です。先天的に障がいがある場合と、後天的に聴力を失う場合などがあり、配慮や意思疎通の方法が異なります。

はい配 りよ慮

- まず、その人にあつた意思疎通の方法を確認してください。
- 話しかけるときは、口の動きや表情がわかるようにマスクは外して、正面から、ゆっくりはっきり話してください。
- 文書に連絡先を記載する場合は、電話番号だけでなく、メールアドレスやファックス番号の記載をしてください。

おも いし そつう ほうほう 主な意思疎通の方法

- 【手話】手や指、体の動き、表情などの複数の要素を使う言語です。
- 【筆談】相互に文字で書いて意思を伝え合うもの
- 【要約筆記】発言者の話を聞き、その場で要約して文字として書き表し、情報を伝える方法



もう 盲ろう

視覚と聴覚の両方に障がいがあることをいいます。障がいにあった経緯や程度により、ひとりひとり、コミュニケーション方法が異なります。

はい配 りよ慮

- 最初に、相手の手の甲、あるいは腕に軽く触れて、そばにいることを伝えます。
- 全く見えず聴こえにくい、全く聴こえず見えにくい、全く見えない、聴こえないの状況を確認します。(介助員が同行している場合は、その方から情報を聞きます。)

おも いし そつう ほうほう 主な意思疎通の方法

- 【手書き文字】手のひらに文字を書いて伝える方法
- 【触手話】全盲ろうの方が、手話の形を手で触って読み取る方法
- 【指点字】盲ろうの方の指を点字タイプライターのキーの代わりに直接たたく方法

ち てきしやう 知的障がい

複雑な会話や抽象的なことを理解すること、自分の気持ちを言葉で表現することが苦手などの特徴があります。

はい配 りよ慮

- わかりやすい言葉で話してください。
- 落ち着いたペースで、話をやさしく聞いてください。
- 大切な内容は、くりかえして伝えましょう。

おも いし そつう ほうほう 主な意思疎通の方法

- 【るび振り】文章の漢字などにふりがなをつける
- 【コミュニケーションボード】絵・図や簡易な日本語が記載されているボードを指で指しながら、意思を確認するもの



したい ぶ じゆう 肢体不自由

発声に関する器官の麻痺や自分の意思と関係なく身体が動く不随運動により、意思を伝えにくい方がいます。

はい配 りよ慮

- 困っているときは、声をかけてください。
- 話が聞き取りにくい場合は、確認してください。

おも いし そつう ほうほう 主な意思疎通の方法

- 【意思伝達装置】わずかな身体の動きを感じ取るスイッチなどにより操作され、操作者の意思を文字や音声であらわす機器



いし そつう さい はいりよ ひつよう ばあい 意思疎通の際に配慮が必要な場合があります

せいしんしやう 精神障がい

様々な精神疾患により、日常生活や社会生活のしづらさを抱えています。

はい配 りよ慮

- 一度にたくさんのことを言われると混乱することがあるので、ゆっくり丁寧に説明してください。
- 穏やかな口調で、安心感を与える対応を心がけてください。

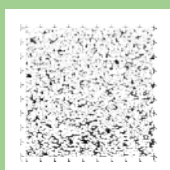
はつたつしやう 発達障がい

主に脳機能の障がいであり、とても得意なことがある一方で、思わぬことが苦手と偏りがあり、発達のアンバランスな様子が理解されにくい障がいです。

はい配 りよ慮

- あいまいな言葉や遠回しな表現は使わず、短く具体的な言葉で伝えてください。
- 小さな変化にも不安や緊張を感じやすいので、予定変更などは前もって説明してください。

おんせい こーど 音声コードとは?



文字情報をデジタル情報に変換したコード情報です。これを専用の読み上げ装置や、スマートフォンの専用アプリケーションなどを使って読み取ると、音声に変換され、情報を聞くことができます。

手話を 使ってみよう!



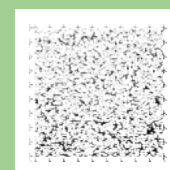
ありがとう



あいさつ



お疲れさま



障害者差別解消法 道民フォーラム in 倶知安

「障がいのある人もない人も、ともに北海道で暮らす」

1 開催趣旨

北海道では、平成 21 年に「北海道障がい者条例」を制定し、これまで、障がいのある人もない人も暮らしやすい地域づくりに取り組んできました。

また、平成 28 年 4 月に障害者差別解消法が施行され、障がいのある人も含めた国民一人ひとりが、それぞれの立場において自発的に、障がい者差別解消の推進に寄与することが求められています。

さらに令和 6 年 4 月には障害者差別解消法の一部改正法が施行され、これまで努力義務とされていた民間事業者による合理的配慮の提供が法的義務化されるなど、障がいのある方について知ることや、障がいのある人がさまざまな困難に直面していることへの気づきがより重要になっています。

そこで、障害者差別解消法や北海道障がい者条例をより多くの道民に知っていただき、障がいのある人もない人も、ともにこの北海道の地で暮らしていくため、お互いにできることを考える、そのようなきっかけにすることを目的として本フォーラムを開催します。

2 主 催

北海道（法務省人権啓発活動地方委託事業）

3 共 催

倶知安町

4 開催日時・会場等

- (1) 日 時 令和 7 年 10 月 14 日（火）13:30～15:30
- (2) 会 場 後志総合振興局 2 階講堂（倶知安町北 1 条東 2 丁目）
- (3) 定 員 80 名程度

5 対 象

どなたでも参加可能（無料）

6 開催内容（予定）

- 13:30 開会、主催者挨拶（13 時受付開始）
- 13:40 基調講演「テーマ：（障害者差別解消法と合理的配慮について（仮））」
講師 奥田 萌 氏（株式会社 Moon・PROMOTION 代表取締役）
- 14:20 ～休憩～
- 14:30～15:10 活動報告①②③
講師（未定）
- 15:20 活動まとめ
講師 奥田 萌 氏（株式会社 Moon・PROMOTION 代表取締役）
- 15:30 閉会

7 問い合わせ先

北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課地域支援係（担当：谷川）
〒060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
TEL 011-231-4111（内線 25-731） FAX 011-232-4068